

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

告示

○昭和五十一年東京都告示第十二十七号（東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定）の一部改正……………（生活文化局消費生活部企画調整課）…八

○市街地再開発事業の終了認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三

○都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…三

○都営住宅の使用料の変更……………（同）…三

○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…四

○都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…五

○港湾施設の変更（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）…六

公告

○当せん金付証券の発売委託……………（財務局主計部公債課）…七

○市街地再開発事業規準の廃止……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…八

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に規定する知事が定める数……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…八

雑報

○当せん金付証券の発売委託（三件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…九

規則

○全国自治宝くじの発売（二件）……………（同）…三

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十五号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（身体障害者手帳交付申請書等）」に改め、同条中「、政令第十条第一項の規定による手帳の再交付の申請、法第十六条第一項、省令第七条第二項及び省令第八条第二項の規定による手帳の返還並びに政令第九条第二項及び同条第四項の規定による居住地又は氏名の変更の届出は、身体障害者手帳交付等申請（届出）書」を「は、身体障害者手帳交付申請書」に改め、同条に次の四項を加える。

2 政令第九条第二項の規定による居住地又は氏名の変更の届出及び同条第四項の規定による居住地の変更の届出は、身体障害者居住地等変更届書（別記第一号様式の二）によるものとする。

3 政令第十条第一項の規定による手帳の再交付の申請は、身体障害者手帳再交付申請書（別記第一号様式の三）によるものとする。

4 法第十六条第一項、省令第七条第二項及び省令第八条第二項の規定による手帳の返還の届出は、身体障害者手帳返還届（別記第一号様式の四）によるものとする。

5 区市町村長は、第一項から前項までに規定する申請書及び届出を知事に進達する場合は、身体障害者手帳の交付等申請者一覧（別記第一号様式の五）を添付するものとする。

第六条中「障害程度の再認定のための診査通知書」を「身体障害者手帳の再認定について」に改める。

第八条中「再認定のための診査通知書」を「身体障害者手帳の再認定について」に改

める。

第十四条の見出しを「(居住地等変更通知書)」に改め、同条中「身体障害者居住地
変更通知書」を「身体障害者手帳居住地等変更通知書」に改める。
別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

(申請者)
住所 千

氏名

本人との続柄

電話番号

写 真
縦4cm×横3cm
脱帽・上半身
一年以内に
撮影したもの

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の受けようとする本人の氏名(保護者が申請される場合は保護者
の方の氏名)を記入してください。

フリガナ	フリガナ	生年月日	年	月	日
氏名	千	生年月日	年	月	日
居住地	千	電話番号	千	千	千
身体障害者本人	千	電話番号	千	千	千
個人番号	千	電話番号	千	千	千
希望する手帳の様式	<input type="checkbox"/> 紙様式 <input type="checkbox"/> カード様式	電話番号	千	千	千

(備考)
身体障害者のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになってい
ます。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

フリガナ	フリガナ	生年月日	年	月	日
氏名	千	生年月日	年	月	日
居住地	千	本人との続柄	千	千	千
保護者	千	電話番号	千	千	千

東京都知事 殿

私(は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて
申請します。

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の次に次の四様式を加える。

第1号様式の2(第2条関係)

身体障害者居住地等変更届書

東京都知事 殿

(届出者)

住所 千

氏名

本人との続柄

電話番号

年 月 日

私は、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

届出事由	居住地変更(都外一都府)・居住地変更(都府一都府)・氏名変更・その他()
異動日	

変更内容(変更事項及び個人番号を記載してください。)

	旧(変更前)	新(変更後)
フリガナ		
氏名		
居住地	千	千 □届出者と同じ
電話番号		
個人番号		
フリガナ		
氏名		
居住地	千	千 □届出者と同じ
生年月日	年 月 日	年 月 日
電話番号		
続柄		

既交付の身体障害者手帳の記載内容

手帳番号	交付年月日	年 月 日	等級	種 級
障害名				

(日本産業規格A列4番)

第1号様式の3(第2条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

(申請者)

住所 千

氏名

本人との続柄

電話番号

年 月 日

写真
縦4cm×横3cm
脱帽・上半身
一年以上以内に
撮影したもの

(*) 申請者氏名の欄には、手帳の交付を受けようとする本人の氏名(保護者が申請される場合は保護者の方の氏名)を記入してください。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	千	□申請者と同じ	
居住地		電話番号	
個人番号			
希望する手帳の様式	<input type="checkbox"/> 紙様式	<input type="checkbox"/> カード様式	(いづれかにチェック(√)を付けてください。)

既手帳交付内容

手帳番号	交付年月日	年 月 日
等級	種 級	再交付年月日
障害名		

(*) 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。その場合は、保護者欄に必要事項を記入してください。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	千	□申請者と同じ	
居住地		本人との続柄	
		電話番号	

東京都知事 殿

私は、身体障害者福祉法施行規則第7条第1項及び第8条第1項の規定により、次の理由により身体障害者手帳の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理由	1 紛失	2 破損・汚損	3 障害程度の変更	4 障害の追加	5 再認定	6 その他()
----	------	---------	-----------	---------	-------	----------

(日本産業規格A列4番)

別記第十六号様式を次のように改める。

第16号様式(第6条関係)

号 第 年 月 日

様

身体障害者手帳の再認定について

東京都知事

障害程度に変化が予想され再認定を要するので身体障害者福祉法第17条の2第1項及び児童福祉法第19条第1項の規定による診査が必要ですので、身体障害者福祉法施行令第6条第1項の規定により、下記のとおし、通知します。

なお、詳細については、再認定を行うべき月のおおむね2か月前に改めて通知されますので御了解願います。

記

氏名	生年月日	
住所		
保護者	氏名	本人との続柄
	住所	
手帳番号		
障害名		
等級	再認定の時期	
再認定を要する理由	障害程度に変化が予想されるため	
備考		

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があった日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に對して審査請求をすることになります(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京府を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができ(訴訟を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ(なお、当該審査請求に對する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第十八号様式を次のように改める。

第18号様式(第8条関係)

号 第 年 月 日

様

身体障害者手帳の再認定について (通知)

東京都知事

このことについて、再認定の時期となりましたので通知します。つきましては、身体障害者福祉法第15条により指定された医師の診察を受けたうえ、再認定年月の満了前に身体障害者診断書及び意見書を提出してください。

なお、正当な理由がなく診査を受けない場合は、身体障害者福祉法第16条第2項の規定に基づき身体障害者手帳を返還していただくことがあります。

記

氏名	生年月日	
住所		
保護者	氏名	本人との続柄
	住所	
手帳番号		
障害名		
等級	再認定の時期	
再認定を要する理由	障害程度に変化が予想されるため	
備考		

提出された診断書・意見書に基づき、身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定に基づき区市町村長の診査及び児童福祉法第19条第1項の規定に基づき保健所長の診査を行います。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十号様式を次のように改める。

第20号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日
様

身体障害者手帳再交付決定通知書

東京都知事

身体障害者福祉法施行令第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり身体障害者手帳を再交付することに決定したので通知します。

記

氏名	生年月日	
住所		
保護者	氏名	本人との続柄
	住所	
手帳番号	交付年月日	
総合等級	障害種別	
障害名		
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決がまだ確定していない日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日
様

身体障害者手帳交付申請却下決定通知書

東京都知事

先に申請された身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付申請については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

氏名	生年月日	
住所		
保護者	氏名	本人との続柄
	住所	
申請日	申請事由	
理由		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決がまだ確定していない日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(日本産業規格A列4番)

第25号様式 (第16条関係)

東京都知事 殿

第 年 月 日 号

身体障害者死亡通知書

福祉事務所・町村長 印

下記の者について、死亡が確認されたので、身体障害者福祉法施行令第12条第2項の規定により、通知します。

記

カタ氏名	生年月日	
氏名	生年月日	
住所	生年月日	
手帳番号	交付年月日	
障害名		
死亡年月日		

(お問合せ先)

住所
電話番号

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別記第一号様式は、この規則による改正後の東京都身体障害者手帳に関する規則による別記第一号様式、別記第一号様式の二、別記第一号様式の三及び別記第一号様式の四とみなす。
- この規則の施行の際、改正前の規則別記第一号様式、第十六号様式、第十八号様式、第二十号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第三百六十三号

東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定（昭和五十一年東京都告示第千二十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

表一 七の項を次のように改める。

七

調理冷凍食品（農林畜水産物に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及び調味、成形、加熱等の調理を行ったものを凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。以下同じ。）
ただし、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ロ、第三号及び第四号により原産地を表示する原材料並びに別表第十五により原料原産地表示義務が課せられている品目を除く。

(一) 原料原産地名

(二) 輸入品を除く調理冷凍食品の主な原材料（原材料及び添加物に占める重量の割合が上位三位までのもので、かつ、当該割合が五パーセント以上である原材料及び商品名又は名称にその名称が付された原材料をいう。以下同じ。）であつて、次のアからキまでに掲げるものについては、それぞれに定める方法により表示すること。

- ア 主な原材料が食品表示基準第二条に規定する生鮮食品である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第三号、第四号及び第六号並びに食品表示基準別記様式一の備考の三に規定する表示の方法による。
- イ 主な原材料が加工食品（製造又は加工された飲食品であつて食品表示基準別表第十五の1に掲げる品目に該当するもの。ただし、輸入品を除く。）である場合において、加工食品の原材料となる生鮮食品（食品表示基準第二条に規定するものをいう。）で、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高く、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものについては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第一項第一号、第二号ハ、第三号、第四号及び第六号並びに食品表示基準別記様式一の備考の三に規定する表示の方法による。
- ウ 主な原材料が農産物漬物（農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬けの前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはこれらの処理をしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、

塩漬け等の処理をしたもの若しくはしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限り。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。）、酒かす（みりんかすを含む。）、みそ、こうじ、からし粉、もろみ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものをいう。ただし、輸入品を除く。）である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第二項第一号及び第三号に規定する表示の方法による。

エ 主な原材料が野菜冷凍食品（野菜に、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチング（製品の変色等の変質を防ぐための軽い湯通し等の加工をいう。以下同じ。）を行ったもの（ブランチングを行っていないものを混合したものを含む。）を凍結し、包装し、及び凍結したまま保持したものであつて、簡便な調理をし、又はしないで食用に供されるものをいう。ただし、輸入品を除く。）である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第三項第一号及び第二号（ただし、原産地が一のみである場合及び原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のものが一種類のみである場合には、原産地名について原材料の表示を省略することができる規定を除く。）に規定する表示の方法

による。

オ 主な原材料がうなぎ加工品(うなぎ(ウナギ属に属するものをいう。))を開き、これを焼き若しくは蒸したものを又はこれにしょうゆ、みりん等の調味液を付けた後、焼いたもの(これらを細切したものを除く。)をいう。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第四項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。

カ 主な原材料がかつおのふし(かつおについて、その頭、内臓等を除去し、煮熟によつてたん白質を凝固させた後冷却し、水分が二十六パーセント以下になるようにくん乾したもの。ただし、輸入品を除く。)及びかつお削りぶし(かつおのふしのみを削つたもの又はこれとかつおのかれぶし(かつおのふしの表面を削つたものに二番かび以上のかび付けをしたもの)を削つたものを混合したもの。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第五項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。この場合において、同項中「別表第十五の5に掲げるかつお削りぶし」を「かつおのふし及びかつお削りぶし」と読み替えるものとする。

キ 主な原材料がおにぎり(米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。ただし、輸入品を除く。)である場合にあつては、食品表示基準第三条第二項の表の原料原産地名の項の下欄の第六項第一号及び第二号に規定する表示の方法による。

(二) 表示すべき事項は、包装の見やすい箇所

に印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法により表示すること。ただし、包装への表示が極めて困難な場合であつて、表示すべき事項の情報を、電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器、情報処理の用に供する機器等を利用して提供する旨を包装の見やすい箇所に記載し、かつ、当該方法により表示すべき事項の情報を提供したときは、この限りではない。

(三) 表示に用いる文字は、日本産業規格Z八三〇五(活字の基準寸法)に規定する八ポイント以上の大きさの活字を用い、背景の色と対照的な色とすること。

る。表一
三十九の項から四十六の項までを次のように改め

三十九から四十六 まで 削除

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都告示第三百六十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の二十第一項の規定に基づき晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業の終了を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称
東京都

二 事業施行期間

平成二十八年四月二十二日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区晴海五丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称及び施行認可の年月日

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

平成二十八年四月二十二日

五 第一種市街地再開発事業の終了の認可の年月日
令和八年三月三十一日

●東京都告示第三百六十五号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

日野平山アパート
(1、2、3号棟)

日野市平山四丁目二十番地の
中層耐火

三七・三平方メートル

一一〇戸

日野平山アパート
(6号棟)

同右

同右

四二・三平方メートル

三六戸

同右

同右

同右

六三・〇平方メートル

六戸

●東京都告示第三百六十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和八年四月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	62,000
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(29号棟)	港区南麻布4-2	32.6	1	28,700	107,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,000	90,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	1	40,900	98,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(12号棟)	新宿区戸山2-12	33.8	1	28,100	78,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	31,700	81,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2-34	41.9	1	34,800	93,200
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,000	39,500
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,800	59,900
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	74,700
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,300	85,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(44号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	60,000
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	61,200
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	2	42,600	76,900
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	90,900
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	93,400
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート(7号棟)	品川区東品川1-8	55.9	1	50,400	117,100
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	116,500
一般都営	中層耐火	玉川台二丁目アパート(1号棟)	世田谷区玉川台2-6	59.6	1	51,100	136,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(10号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,000	74,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	2	35,400	107,900
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(2号棟)	中野区南台5-7	51	1	38,400	97,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(1号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	86,700
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(8号棟)	北区滝野川3-68	39	1	30,400	62,600
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	27,600	53,000
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	39	1	29,600	55,200
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,600	53,600
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(2号棟)	板橋区前野町5-13	55.9	1	42,800	87,800
一般都営	中層耐火	相生町第2アパート(15号棟)	板橋区相生町8	61.5	1	49,300	118,600
一般都営	中層耐火	錦一丁目アパート(16号棟)	練馬区錦1-27	42.3	1	32,300	71,600

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(3号棟)	練馬区北町8-31	48.1	1	37,500	81,700
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート(1号棟)	練馬区春日町3-31	48.1	1	37,400	81,900
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(4号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	34,900	73,500
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,400	44,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(2号棟)	足立区六月2-25	48.1	2	34,300	67,900
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(5号棟)	足立区島根4-20	59.6	1	43,000	85,100
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(1号棟)	足立区青井4-36	59.6	1	44,000	99,600
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(20号棟)	足立区弘道2-13	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)	足立区弘道2-16	59.6	1	43,700	95,700
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(2号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	24,900	46,500
一般都営	高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,500	46,000
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(2号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	22,800	46,700
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,100	45,600
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4	42	1	27,600	48,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(7号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,300	46,200
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート(4号棟)	足立区花畑2-16	63	1	43,400	67,000
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(4号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,100	101,500
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-17	59.6	1	44,700	101,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	80,900
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	42,700	80,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	中層耐火	平井四丁目第2アパート(1号棟)	江戸川区平井7-10	36.2	1	26,700	47,800
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	73,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,100	92,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	46,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	86,300
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(5号棟)	三鷹市上連雀7-24	51.0	1	37,100	84,100
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(26号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	25,800	48,800
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,100	49,700

種	類	構	造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火			中原四丁目第1アパート(1号棟)			三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	54,800
一般都営	中層耐火			上連雀九丁目アパート(2号棟)			三鷹市上連雀9-12	51.0	1	37,000	83,100
一般都営	中層耐火			府中新町二丁目第2アパート(3号棟)			府中市新町2-57	62.1	1	38,200	95,900
一般都営	中層耐火			下石原第2アパート(6号棟)			調布市下石原1-15-1	59.6	1	36,600	104,100
一般都営	中層耐火			調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟)			調布市富士見町3-19	56.8	1	34,400	95,700
一般都営	中層耐火			東つつじヶ丘二丁目アパート(1号棟)			調布市東つつじヶ丘2-32	62.1	1	38,000	107,800
一般都営	中層耐火			佐須町アパート(1号棟)			調布市佐須町4-1	55.9	1	34,700	91,000
一般都営	中層耐火			染地一丁目アパート(1号棟)			調布市染地1-1	60.2	1	36,100	97,000
一般都営	中層耐火			染地一丁目アパート(2号棟)			調布市染地1-1	60.2	1	36,100	97,000
一般都営	中層耐火			金森第5アパート(4号棟)			町田市金森2-34	63.2	1	39,200	86,700
一般都営	中層耐火			金森第6アパート(1号棟)			町田市金森2-29	63.2	1	39,100	85,000
一般都営	中層耐火			成瀬アパート(3号棟)			町田市成瀬7-10	55.9	1	29,900	63,600
一般都営	中層耐火			成瀬アパート(15号棟)			町田市成瀬7-10	55.9	1	29,900	63,600
一般都営	中層耐火			山崎町アパート(1号棟)			町田市山崎町840	55.9	1	29,100	57,500
一般都営	中層耐火			山崎町アパート(3号棟)			町田市山崎町840	60.9	1	31,700	62,600
一般都営	高層耐火			武蔵岡アパート(10号棟)			町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700
一般都営	中層耐火			日野三沢アパート(3号棟)			日野市三沢1130-2	41.7	1	19,700	44,700
一般都営	中層耐火			田無緑町三丁目アパート(6号棟)			西東京市緑町3-8	59.6	1	37,200	88,800
一般都営	中層耐火			田無北原町アパート(8号棟)			西東京市北原町2-2	58.1	1	36,600	90,000
一般都営	中層耐火			田無北原町アパート(2号棟)			西東京市北原町1-35	60.5	1	38,100	93,700
一般都営	中層耐火			田無南町一丁目アパート(1号棟)			西東京市南町1-1	51.0	1	29,400	74,200
一般都営	中層耐火			田無本町七丁目アパート(12号棟)			西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	69,600
一般都営	中層耐火			東野川二丁目アパート(1号棟)			狛江市東野川2-17	62.1	1	39,200	99,500
一般都営	中層耐火			狛江アパート(33号棟)			狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,400	48,200
一般都営	中層耐火			清瀬竹丘一丁目アパート(5号棟)			清瀬市竹丘1-5	55.9	1	31,500	69,600
一般都営	中層耐火			清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)			清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	58,500
一般都営	中層耐火			多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)			多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火			多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-5号棟)			多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火			多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-3号棟)			多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火			多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)			多摩市落合4-4	51.1	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火			多摩ニュータウン貝取団地(3-2-7号棟)			多摩市貝取3-2	60.9	1	32,500	64,800

●東京都告示第三百六十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条にお
 いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営
 再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和八年四月一
 日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	高層耐火 西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,000
改良	中層耐火 六月三丁目第2アパート (6号棟)	足立区六月2-29	48.1	1	34,700
再開発	高層耐火 西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,000

●東京都告示第三百六十八号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号) 第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

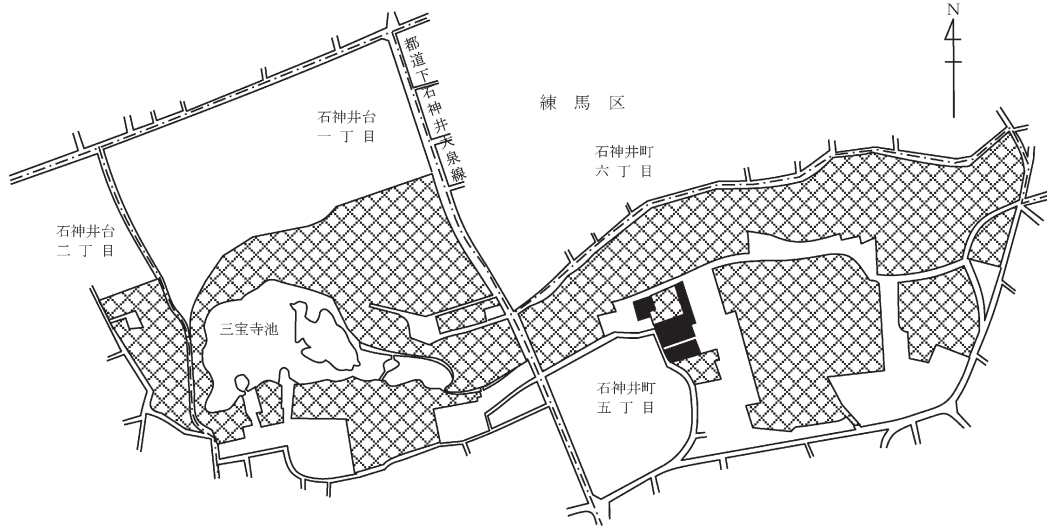
東京都立石神井公園 別図のとおり 令和八年四月一日

別図

東京都立石神井公園 区域変更略図

変更箇所 練馬区石神井町五丁目

変更前の区域	面積	二二六、二三二・九九	平方メートル
追加区域	面積	三、五九八・五〇	平方メートル
変更後の面積	二二九、八三二・四九	平方メートル	



●東京都告示第三百六十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模		所在地	変更年
		変更前	変更後		
港湾施設用地	中央防波堤内側地区	二九九、二四二・〇一五	二九九、〇一五・二六	江東区海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目	令和八年四月一日
港湾施設用地	側地区	五二平方メートル	二六平方メートル	同上	同上

●東京都告示第三百七十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	規模		所在地	変更年
		変更前	変更後		
港湾施設用地	中央防波堤外側地区	二九七、四一七・四一	二九五、五〇六・六一	大田区令和島一丁目、同区令和島二丁目、江東区海の森二丁目、先及び同区海の森三丁目	令和八年四月一日
港湾施設用地	側地区	四一平方メートル	六一平方メートル	同上	同上

公 告

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千六百六十回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 一億六千万円 八十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和八年七月十五日から同年八月四日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して七千六百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千五百七十七万八千四百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千八十七万七千円
- 九 受託申請期限 令和八年四月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千六百六十一回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚
- 三 証券金額 一枚百円
- 四 発売期間 令和八年八月一日から同月二十五日まで

- 五 当せん金の総額 発売総額に対して八千七百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千二百八十三万一千三百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して二千八十八万円
- 九 受託申請期限 令和八年四月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千六百六十二回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 二億円 百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和八年八月十九日から同年九月八日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して九千五百万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千九百七十六万七千円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して千百七十七万一千円
- 九 受託申請期限 令和八年四月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千六百六十三回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 六億円 三百万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和八年八月二十六日から同年九月八日まで

- 五 当せん金の総額 発売総額に対して二億五千六百九十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千六百十万五千九百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して五千八百二十万円
- 九 受託申請期限 令和八年四月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千六百六十四回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 一億円 五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和八年九月九日から同年十月六日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して四千七百五十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して九百八十六万四千八百円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して六百八十五万八千円
- 九 受託申請期限 令和八年四月十五日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
- 一 名称 第二千六百六十五回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証票金額 一枚百円

四 発売期間 令和八年九月二十三日から同年十月二十日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して九千八百八十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千二百六十八万九千三百八十円

八 その他発売経費 発売総額に対して二千八十八万円

九 受託申請期限 令和八年四月十五日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規
準の廃止について

晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業規
準(平成二

十八年四月二十二日公告)を廃止したので公告する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する
政令に規定する知事が定める数について

令和八年度における、国民健康保険の国庫負担金等の算
定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算
定政令」という。)第九条第三項、第五項及び第八項、第
十条第三項及び第六項、第十一条第三項及び第六項並びに
第十一条の二第三項及び第六項に規定する知事が定める数
は、次のとおりとする。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 医療費指数反映係数
算定政令第九条第三項の知事が定める数は、〇・五と
する。

二 一般納付金所得係数
算定政令第九条第五項の知事が定める数は、一・三二
三八〇四八八一〇五八とする。

三 一般納付金基礎額調整係数
算定政令第九条第八項の知事が定める数は、国民健康
保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、
財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成二
十九年厚生労働省令第百十一号。以下「納付金等省令」
という。)第十条第一項に掲げる数とし、一・〇一四二
〇九八五八六六四五とする。

四 後期高齢者支援金等納付金所得係数
算定政令第十条第三項の知事が定める数は、一・三四
六三三一一四四二〇八二七とする。

五 後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数
算定政令第十条第六項の知事が定める数は、納付金等
省令第十六条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九九九
九九六七八九とする。

六 介護納付金納付金所得係数
算定政令第十一条第三項の知事が定める数は、一・三
二九八四〇一一五八四一四とする。

七 介護納付金納付金基礎額調整係数
算定政令第十一条第六項の知事が定める数は、納付金
等省令第二十五条第一項に掲げる数とし、〇・九九九九

九九九九一七六一とする。

八 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数
算定政令第十一条の二第三項の知事が定める数は、一
・三三三八〇四八一〇五八とする。

九 子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数
算定政令第十一条の二第六項の知事が定める数は、納
付金等省令第二十五条の八第一項に掲げる数とし、〇・
九九九九九九六五八七八とする。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和八年三月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会
 会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲

令和八年七月二十二日から同年八月十八日まで
 発売総額に対して七億一千二百五十万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売総額に対して一億五千九百九十五万円
 発売総額に対して九千四百九十五万円
 令和八年四月十五日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数

第千八百十八回全国自治宝くじ
 四十億円 二千万枚
 （二十億円を一単位（一ユニット）として二単
 位（二ユニット）。）
 一枚二百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料

令和八年八月一日から同月二十五日まで
 発売総額二十億円に対して九億四千九百九十万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売総額二十億円に対して一億二千四百六十四千
 百九十円
 発売総額二十億円に対して一億七千二百四十万円
 令和八年四月十五日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額

第千九百十九回全国自治宝くじ
 七億五千万円 二百五十万枚
 一枚三百円

四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲

令和八年八月一日から同月二十五日まで
 発売総額に対して三億四千五百万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲

第千二百二十回全国自治宝くじ
 九億円 四百五十万枚
 一枚二百円
 令和八年八月五日から同月二十五日まで
 発売総額に対して四億二千七百五十万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売総額に対して九千七十六万三千二百円
 発売総額に対して五千六百九十七万円
 令和八年四月十五日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数

第千二百二十一回全国自治宝くじ
 六億円 六百万枚
 一枚二百円

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料

令和八年八月十二日から同年九月一日まで
 発売総額に対して二億八千八百万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売総額に対して六千五百十万二千四百円
 発売総額に対して六千六百三十六万円
 令和八年四月十五日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間

第千二百二十二回全国自治宝くじ
 十億円 五百万枚
 一枚二百円
 令和八年八月二十六日から同年九月十五日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して四億七千五百万円 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して一億百四十四万二千円
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して六千三百三十万円
八	その他発売経費	令和八年四月十五日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十	その他	
一	名称	第千二百二十三回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和八年八月二十六日から同年九月十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億四千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して六千二百七十七万七千五百円
八	その他発売経費	発売総額に対して六千七百八十万円
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第千二百二十四回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十四億円 千四百万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和八年八月二十六日から同年九月二十二日ま で
五	当せん金の額	発売額十四億円に対して六億四百七十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売額十四億円に対して八千九百六十二万二千 百七十円
八	その他発売経費	発売額十四億円に対して一億四千七百万円
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第千二百二十五回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	九億円 四百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円

四	発売期間	令和八年九月二日から同月二十二日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して四億二千七百五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千四百五十六万二千二百円
八	その他発売経費	発売総額に対して五千六百九十七万円
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第千二百二十八回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十二億円 六百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和八年九月二十三日から同年十月十三日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億七千万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億二千三百三十八万八千円
八	その他発売経費	発売総額に対して七千五百九十六万円
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和八年三月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第二百十八回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二 発売総額及び枚数

四億五千万円 百五十万枚

三 証券金額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

令和八年七月一日から同月三十一日まで

五 当せん金の総額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

六 委託対象事務の範囲

令和八年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払手数料

令和八年七月一日から同月三十一日まで

八 その他発売経費

令和八年七月一日から同月三十一日まで

九 受託申請期限

令和八年四月十五日

十 その他

令和八年四月十五日

一 名称

令和八年四月十五日

二 発売総額及び枚数

令和八年七月一日から同月三十一日まで

三 証券金額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

令和八年七月一日から同月三十一日まで

五 当せん金の総額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

一 名称

令和八年七月一日から同月三十一日まで

二 発売総額及び枚数

令和八年七月一日から同月三十一日まで

三 証券金額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

令和八年七月一日から同月三十一日まで

五 当せん金の総額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

六 委託対象事務の範囲

令和八年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払手数料

令和八年七月一日から同月三十一日まで

八 その他発売経費

令和八年七月一日から同月三十一日まで

九 受託申請期限

令和八年四月十五日

十 その他

令和八年四月十五日

一 名称

令和八年七月一日から同月三十一日まで

二 発売総額及び枚数

令和八年七月一日から同月三十一日まで

三 証券金額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

令和八年七月一日から同月三十一日まで

五 当せん金の総額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

六 委託対象事務の範囲

令和八年七月一日から同月三十一日まで

七 当せん金支払手数料

令和八年七月一日から同月三十一日まで

八 その他発売経費

令和八年七月一日から同月三十一日まで

九 受託申請期限

令和八年四月十五日

十 その他

令和八年四月十五日

一 名称

令和八年七月一日から同月三十一日まで

二 発売総額及び枚数

令和八年七月一日から同月三十一日まで

三 証券金額

令和八年七月一日から同月三十一日まで

- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

令和八年七月一日から同月三十一日まで
 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売
 状況等により増減する場合がある。
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売総額に対して二百八十六万九千三百二十八
 円。ただし、発売状況等により増減する場合が
 ある。
 発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、
 発売状況等により増減する場合がある。
 令和八年四月十五日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 令和八年三月三十一日

全国都道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数

二百二十回インターネット専用全国自治宝
 くじ（クイックワン）
 二十億円 四百万枚
 （五億円を一単位（一ユニット）として四単位
 （四ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）
 一枚五百円

- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額

令和八年八月一日から同年九月三十日まで
 発売総額に対して九億円。ただし、発売状況等
 により増減する場合がある。
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売総額に対して二百三十二万二千六百円。た
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
 発売総額に対して三億一千四百十二万円。た
 だし、発売状況等により増減する場合がある。
 令和八年四月十五日

- 六 委託対象事務の範囲
- 七 当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

- 一 名称

第二百二十三回インターネット専用全国自治宝
 くじ（クイックワン）

- 二 発売総額及び枚数

六億円 二百万枚
 （三億円を一単位（一ユニット）として二単位
 （二ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
 ニット単位で増額する場合がある。）
 一枚三百円

- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の総額

令和八年八月一日から同月三十一日まで
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

六	委託対象事務の範囲	状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百三万一千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百九十一万六千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二百二十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億五千万円 百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和八年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して八十四万八千三百三十三円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して六千七百四十三万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二百二十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円

四	発売期間	令和八年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百三十四万六千八百九十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百四十八万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二百二十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 四百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和八年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百八十一万六千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二百二十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億五千万円 百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証券金額	してユニット単位で増額する場合がある。 一枚三百円
四	発売期間	令和八年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二百五十万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して八十六万一千六百六十三円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して六千七百四十三万七千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第二百二十八回インターネット専用全国自治宝 くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 二百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位 (五ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。) 一枚二百円
三	証券金額	令和八年九月一日から同月三十日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百二十三万六千八百五十一円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して七千六百四十八万五千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和八年四月十五日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十	その他	
一	名称	第二百二十九回インターネット専用全国自治宝 くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位 (三ユニット)として三単位

三	証券金額	(三ユニット)。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。) 一枚二百円
四	発売期間	令和八年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して七十一万六千九百二十五円。 ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千五百八十九万一千円。た だし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和八年四月十五日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
一	名称	第二百三十回インターネット専用全国自治宝く じ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 四百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位 (四ユニット))。ただし、発売状況により、原 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ ニット単位で増額する場合がある。) 一枚百円
三	証券金額	令和八年九月一日から同月三十日まで
四	発売期間	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売 状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企 画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して二百八十六万九千三百二十八 円。ただし、発売状況等により増減する場合が ある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して五千八百八十四万円。ただし、 発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和八年四月十五日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関 係通達による。
十	その他	

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百六十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年三月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千六百回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億二千万枚 三百六十億円
(三十億円を一単位(「ユニット」として十二単位(「十二ユニット」)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和八年五月一日から同月三十日まで
七 抽せん期日 令和八年六月十日
八 当せん金支払開始期日 令和八年六月十六日
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十億円	九十九本
二等	一億円	一本
三等	百万円	四十本
四等	五万円	千本
五等	一万円	二万本
六等	三千円	十万本
七等	三百円	百万本
計		百十二万一千四百四十三本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づき総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百六十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年三月三十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千七百回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 五千万枚 五百十億円
(三十億円を一単位(「ユニット」として五単位(「五ユニット」)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 開封式
六 発売期間 令和八年五月一日から同月三十日まで
七 抽せん期日 令和八年六月十日
八 当せん金支払開始期日 令和八年六月十六日
九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	五千万円	五本
一等の前後賞	二千五百万円	十本
二等	百万円	十本
三等	三万円	三千本
四等	一万円	三万本
五等	三千円	十万本
六等	三百円	百万本
計		百十三万三千二十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

